

阿南税務署から確定申告に関するお知らせ

【確定申告会場の周知について】

阿南税務署における所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税(地方消費税を含む。)、贈与税の確定申告会場は下記のとおりです。

確定申告会場は、混雑し長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけご自分で作成し、お早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便により提出することもできます。

- 確定申告会場：阿南市商工業振興センター 2階展示ホール
(所在地：阿南市富岡町今福寺34-4)
- 開設期間：平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金)
(土曜日及び日曜日を除く)
- 受付時間：午前9時～午後4時(混雑状況により受付を早く終了する場合があります。)

※阿南税務署内には確定申告会場を設けていませんので、ご注意ください。

申告に来られた方はフジグラン阿南の駐車場を利用してください。

なお、駐車可能台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。

【税務相談などに関するお問い合わせについて】

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、お電話で問い合わせることができます。最寄の税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

- 阿南税務署 ☎(0884) 22-0414
所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談・・・『0』
確定申告以外の国税に関する一般的なご質問やご相談・・・『1』
阿南税務署からのお尋ねや納付に関するご相談など・・・『2』
消費税の軽減税率制度に関するご質問やご相談・・・『3』

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について】

税務署へご提出いただく平成30年分の所得税等の確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

※ e-Taxで申告の場合は、本人確認書類の写しの添付は必要ありません。

【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

- 国税に関する社会保障・税番号制度に関する情報
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

【申告・納税の期限及び振替納税について】

- 平成30年分の所得税及び復興特別所得税の納期限：平成31年3月15日(金)
- 平成30年分の消費税及び地方消費税(個人事業者)の納期限：平成31年4月1日(月)

現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

また、e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。

- 平成30年分の所得税及び復興特別所得税の振替日：平成31年4月22日(月)
- 平成30年分の消費税及び地方消費税(個人事業者)の振替日：平成31年4月24日(水)

振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関又は税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

